

規制の事前評価書

評価実施日：平成24年10月3日

政策	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案		
担当課	水管理・国土保全局下水道部 下水道企画課	担当課長名	松本貴久
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法令案等の名称】 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案</p> <p>【関係条項とその内容】 公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能な物を定めること（都市の低炭素化の促進に関する法律施行令案第10条）</p> <p>② 規制の目的 下水熱を利用する設備の管理上必要な事項を定めることにより、下水熱利用設備の整備に向けた取組みを促進し、もって低炭素型の都市を実現し、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標 3 地球環境の保全 7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>b 関連する施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>c 関連する業績指標 -</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度 -</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能なものを定め、下水熱利用設備の適切な維持管理を可能とすることにより、当該設備の整備に向けた取組みが可能となる。これにより、未利用下水熱の活用を図る。（ただし、未利用下水熱の活用については、本政令案はそのための取組みを可能とするものであり、下水熱利用設備の整備の促進は、他の様々な要因により図られることから、定量的な指標を設定することは困難。）</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>【規制の緩和】 下水の取水等の許可を受けた事業者が公共下水道又は流域下水道（以下、「公共下水道等」という。）の排水施設に流入させる下水に混入してもよいものとして、凝集剤又は洗浄剤で、公共下水道管理者又は流域下水道管理者（以下、「公共下水道管理者等」という。）が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものを定める。</p> <p>⑤ 規制の必要性 下水熱利用設備は、微細な管を有する熱交換器等が含まれており、これらの管の閉塞を防止するため、事前に不純物を沈殿除去する凝集剤を添加することが設備の維持管理上必要となることが想定される。又、熱交換効率の低下を回避するため、熱交換器等の洗浄が必要になるが、ブラシによ</p>		

	<p>る物理的洗浄が困難な場合には、過酸化水素水等の洗浄剤を用いることが想定される。</p> <p>他方、凝集剤又は洗浄剤（以下、「凝集剤等」という。）の中には、酸性・アルカリ性のものなど、下水道施設の機能に支障を及ぼすおそれのあるものが考えられる。流入させる下水には下水の排除に係る水質規制がかからず、不適切な凝集剤等を除外することを政令で規定する必要があるが、支障の程度が許容しうる範囲であるかどうかは、凝集剤等の種類で一律に定めることは困難であるため、公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものに限ることとするものである。</p>
想定される代替案	なし
規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 当該政令の内容は規制の例外を定めるものであり、追加の遵守費用は生じない。</p> <p>b 行政費用 公共下水道管理者等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがない凝集剤等を判断するのに要する費用</p> <p>c その他の社会的費用 特になし</p>
規制の便益	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可事業者の事業手法に幅が出るため、法の趣旨に合致する公益性の高い事業の実施可能性が高まる。 ・ 凝集剤等を公共下水道管理者等が認めたものに限定することで、許可事業者が下水道施設の維持管理上、公共用水域の水質保全上望ましくない下水を排水施設に流入させることを未然に防ぐことができる。
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>本案については、行政費用が一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、官民が連携して下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備を推進し、都市の低炭素化が図られることをもって、都市の健全な発展に寄与することから、便益が費用を上回っていると考えられる。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	特になし
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	<p>法附則第2条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされているため、法の事後評価と合わせて平成29年度末までにRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
その他 (規制の有効性等)	<p>① 規制の有効性</p> <p>官民が連携して下水熱を利用する設備を有する熱供給施設等の整備を推進し、都市の低炭素化が促進されることにより、都市の低炭素化が促進され、都市の健全な発展が図られる。</p>